

大阪府条例第五十四号

大阪府環境影響評価条例の一部を改正する条例

大阪府環境影響評価条例（平成十年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（府等の責務） 第三条 府、事業者及び府民は、事業の実施前における環境影響評価及び事業の実施以後における事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>（規則への委任） 第四十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>（府等の責務） 第三条 府、市町村、事業者及び府民は、事業の実施前における環境影響評価及び事業の実施以後における事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>（規則への委任） 第四十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。